

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

2019年 9月 2日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

住 所 埼玉県新座市新座 1-1-13 アップルパイ VI 201
名 称 エルフェューチャー株式会社
代表者取締役 芹 沢 賢

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

現在の観光や旅行において、目的地と目的地をつなぐ「移動」は、単なる“手段”となっており、移動中の時間においても豊かな体験を提供できる場となっていないことが多い。

そこで、非日常的な体験を提供するのみならず、運転手の手配や他の乗客への配慮等が不要であるリムジン（又はハイヤー。以下同様。）と、観光地・飲食店等の“目的地”と、旅行希望者とをマッチングするサイトを構築し、マッチングの場を提供するサービスを展開する。

これを通じて、観光における「移動」の付加価値を高め、日本の観光業の発展に寄与したい。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

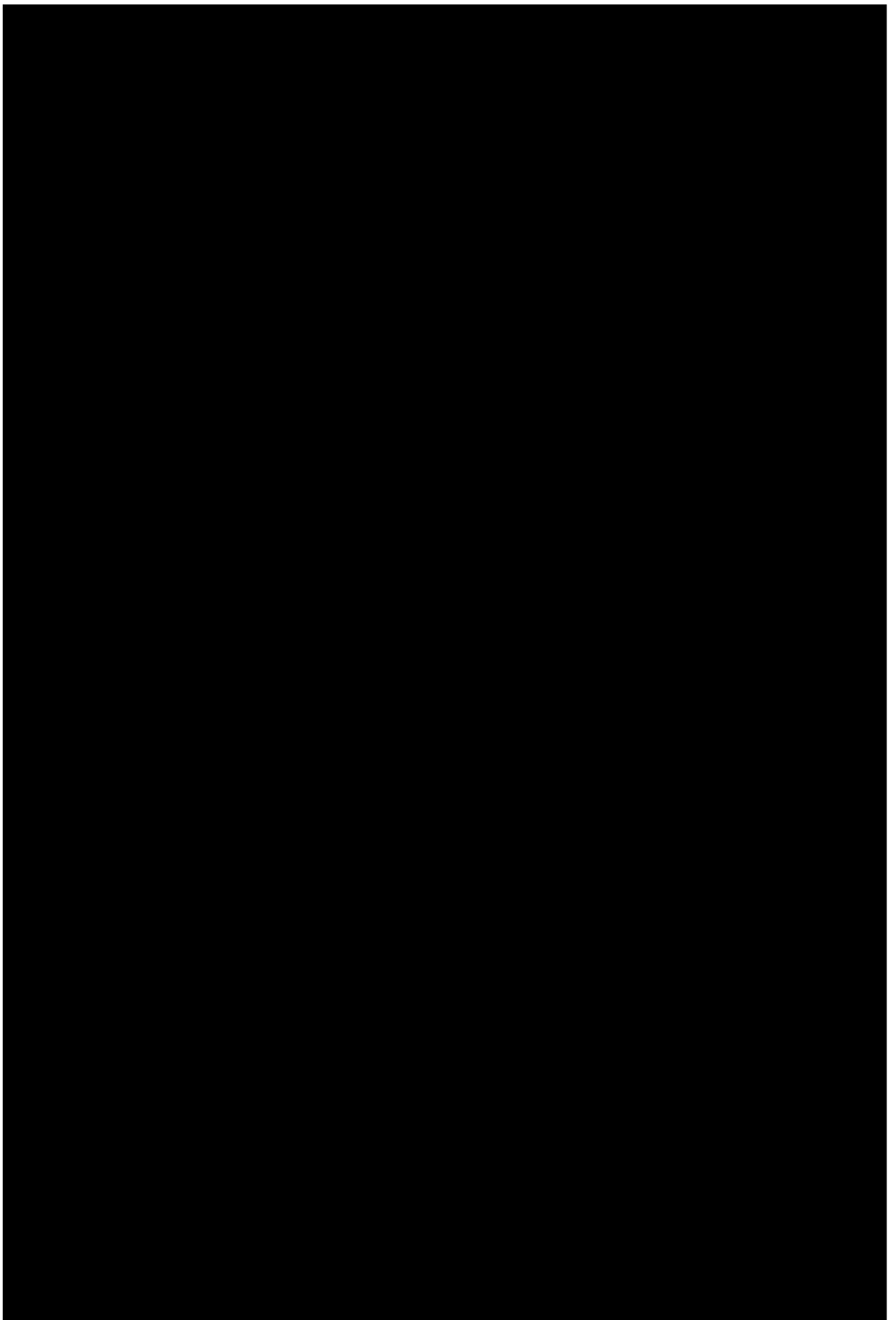
「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

今までは、リムジン会社は、東京都内の特定の場所のみを周遊するプランを提供するのが基本であった。また、旅行希望者は、リムジン会社のホームページ等を個別に訪問し、その中から、自身が希望するプランを選択・予約することが一般的であった。

しかし、先進国である現在の日本は、目まぐるしい文化の発展と成熟した国民により様々な分野でニーズが細分化されており、観光の分野でも個々のニーズに 대응していく必要がある。当社が提供する新たなサービスでは、まず、従来の大量輸送ではなく個別での輸送を確立する。そして、旅行希望者に対し、都内に限らない様々な観光地への移動においてリムジンを利用することを可能にする。これらによって、小規模レストランでの食事やプライベート空間の確保等の個々のニーズに 대응していく。

また、自身が旅行を希望する日程において利用できるリムジンがあるかどうかを、サイト上にて、複数のリムジン会社の中から一括で確認できるとともに、行き先となる観光地及び飲食店については当社が予約を行うことになるため、旅行希望者及びリムジン会社双方にとっての利便性を高めることとなる。これにより、生産性の向上及び新たな需要の獲得を達成するものである。





4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

旅行業法

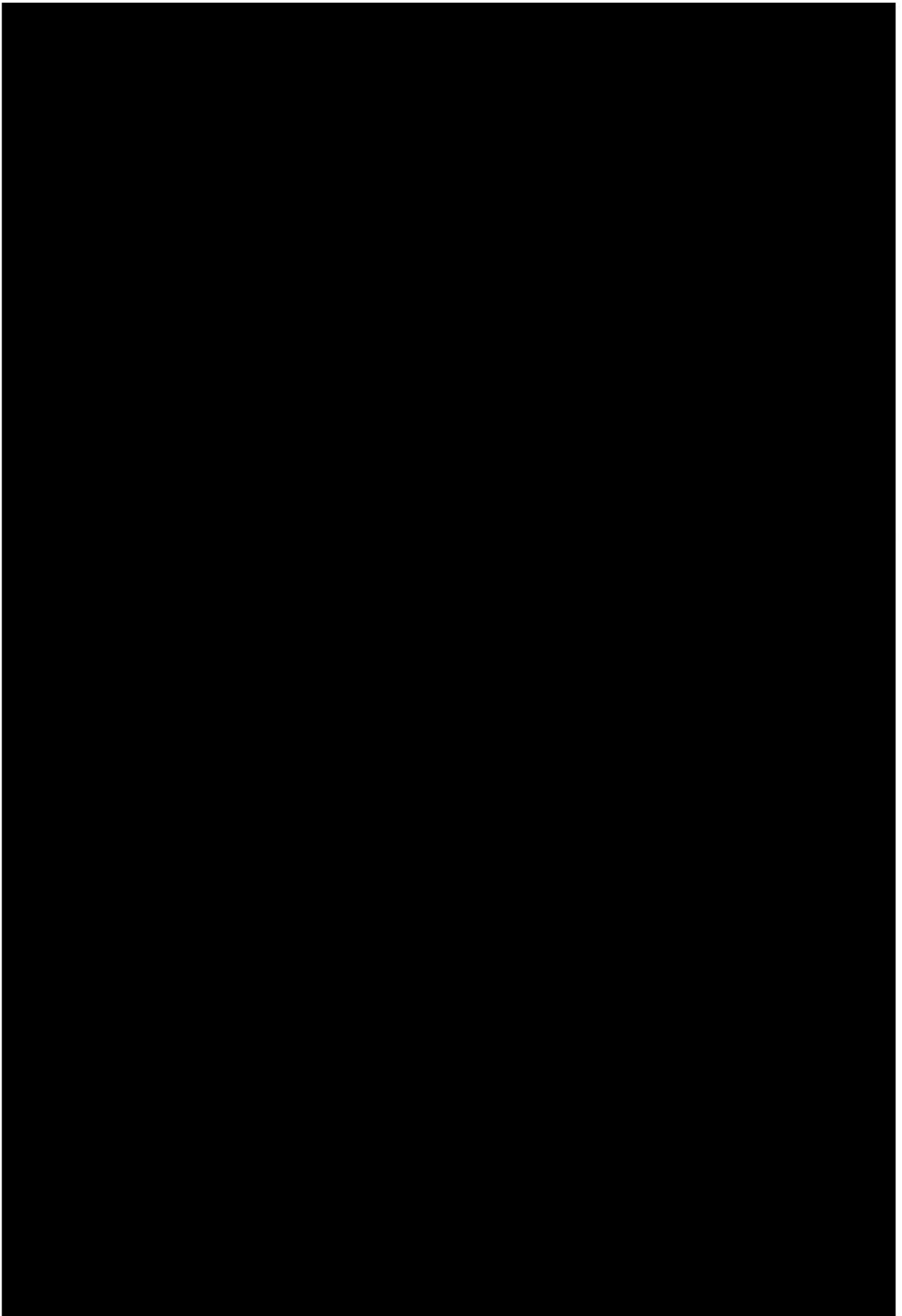
(定義)

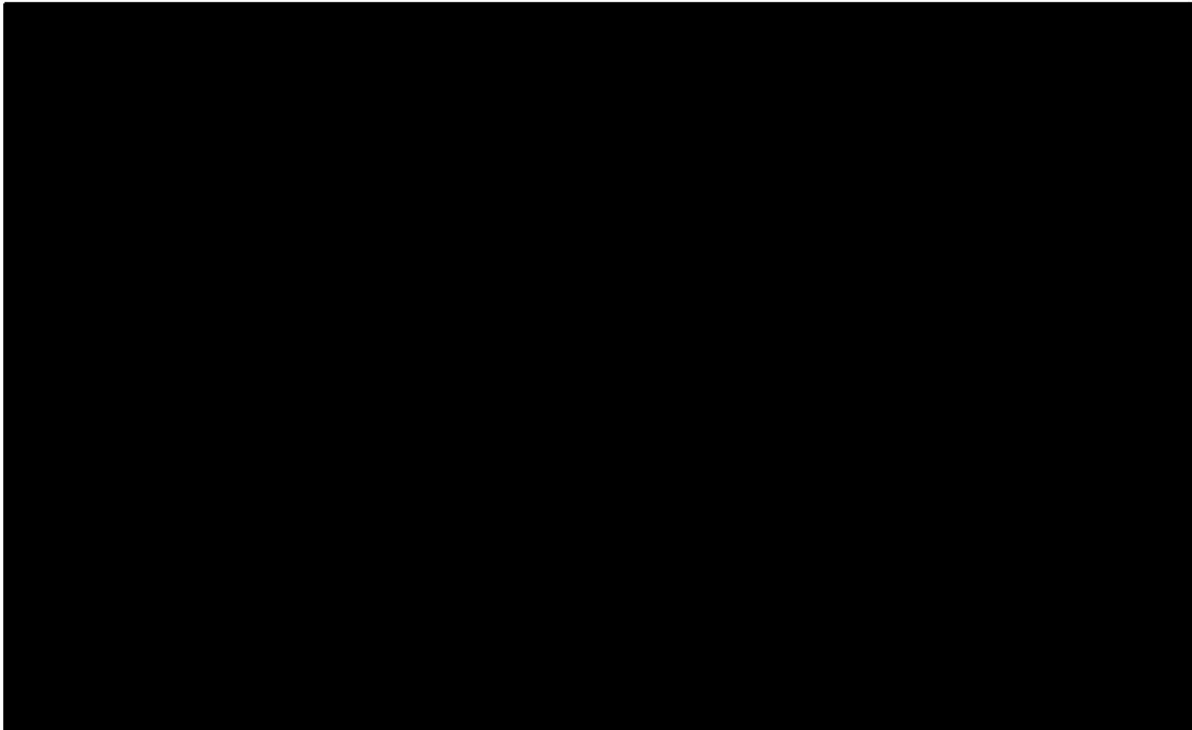
第2条第1項 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

- 一 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
- 二 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス（以下「運送等関連サービス」という。）を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為
- 三 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- 四 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- 五 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為
- 六 前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- 七 第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- 八 第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為
- 九 旅行に関する相談に応ずる行為

5. 具体的な確認事項

当社が、前記「2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容」の「(2) 事業概要」記載のサービス（以下「本サービス」という。）を提供することが、「旅行業」に該当しないことを確認したい。





6. その他

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあつては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
 - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標（新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
 - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。
3. 具体的な確認事項には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。